

3.2 市町村

(1) 北海道広尾町 (保健福祉課 福祉係)

「広尾町犯罪被害者等支援条例」を制定し、町営住宅の優先入居、日常生活支援、生活資金貸付、見舞金支給など、総合的な支援を行うための各種制度を整備している。

犯罪被害者等支援の流れ(マニュアル)を作成するなど、ワンストップサービスを目指している。

■犯罪被害者等施策に取り組んだ背景及び経緯

【取組の経緯】

犯罪被害者等基本法制定により、犯罪被害者等のための施策を総合的に実施する必要性を認識し、「広尾町犯罪被害者等支援条例」を他自治体(杉並区等)も参考に作成した。同条例は平成21年3月に公布され、平成21年4月に施行された。



北海道広尾町は、北海道十勝管内の最南端に位置し、人口約8,200人の漁業を中心に農林業を基幹産業とした町である。

■支援制度の概要

- ・理念を定めるだけでは不十分との考えから、見舞金の制度等具体的な支援制度を取り入れた。
- ・住居の提供、家事・保育支援、資金の貸付、就業支援についても定めている。
- ・住宅提供では、倍率優遇ではなく、町営住宅に抽選によらず入居できることにしている。
- ・日常生活の支援(家事支援)は、高齢者を対象としたホームヘルプサービスの対象拡大により制度を設けた。ただし、利用に当たっては所得による制限がある。



広尾町町役場

項目	内容
相談及び情報提供	対象者： 町内在住・在勤・在学者 支援方法： 相談窓口において、相談員が面接又は電話に応じる他、助言や情報提供、関係部署、関連機関、団体等との連携・調整、各種手続きの手伝い、その他必要な支援を行う。
一時的な住居の提供	対象者： 町内在住・在勤・在学者 ①再被害を受ける恐れがあり、緊急に転居が必要である。 ②住居が犯罪等の現場となり、当該住居に居住することが困難 ③その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難である 利用期間： ○町営住宅等の短期利用 1 週間を限度（特別の理由がある場合 1 ヶ月） ○町営住宅等の中期利用 1 年（特別の理由がある場合 3 ヶ月を限度として延長可能）
日常生活への支援 （家事・保育支援）	対象者： ・犯罪発生時点から引き続き広尾町に在住 ・遺族、傷害を負った方または、その方と同居の親族 ・警察署に被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる ・傷害を負ったことにより、または介護するために家事・保育が困難 ・日本国内、日本船舶、日本航空機内の犯罪行為 実施方法： ホームヘルパーによる、家事・育児援助を 1 月最大 15 日まで行う。
資金の貸付	対象者： 町内在住・在勤・在学者で、警察署に被害届を出しているなど、客観的に被害を受けたことが確認できる犯罪被害者等で、被害を受けたことが原因で、緊急で資金の必要な方 ・貸し付け限度額は 20 万円
見舞金の支給	故意による犯罪等で被害にあった場合に支給 ・遺族見舞金 30 万円 ・傷害見舞金 10 万円
就業支援	ハローワーク等関係機関とも連携を図りながら就業をサポートする

【犯罪被害者からの相談等実績】

- ・条例施行が平成 21 年 4 月であり、相談実績は現在のところ無い。

■犯罪被害者等に対する総合的対応窓口

【体制】

- ・当初は総務課で対応していたが、条例制定の途中から、福祉制度の運用に近く、職員が外へ出て町民と接することも慣れているということで、福祉課で担当することとしている。

-
- 広尾町犯罪被害者支援のイメージ**
- <広尾町犯罪被害者等支援総合窓口>**
- 相談・申請 → 被害届・診断書・物損 → 応用以外の機関 警察署 医療機関 → 支援申請 → 聞き取り → 対象家検討 → 支援計画の策定 → 支援調整会議 → サービス提供開始 → 支援の進行管理 → 支援計画の修正等の決定 → 支援調整会議 → 終了
- 家事・育児支援費
②調査指示
③委託料
- 生活資金貸付会
住居の一時利用
一時保育の利用
児童金の支給
その他必要となる支援
- 庁内の調整及び横断的支援依頼
支援関係担当課
- (支援調整・連絡会議の関係等)
保健福祉課・健康センター・住民課
総務課・企画課・建設課・教育委員会等
- ①ヘルパー派遣費
②調査
③調査
④報告・請求
⑤利用料減免あり
- 家事・育児支援
受託事業費
- 支援サービスの提供
利用料 減免あり



町民相談室（個室）

【他部署や機関との連携】

- ・犯罪被害者等支援に関する協定を警察と結び、町から警察等への照会文書の様式等を定め、情報提供を受けやすくしている。
- ・警察で被害届を出された方には、警察官から町で相談に応じるシステムがあることを告知してもらっている。

■人材の育成

- ・被害者の精神的なケアやサポートが重要であり、臨床心理士やカウンセラー等民間の方とも情報交換を行いたいと考えている。
- ・研修等があれば積極的に参加したいと考えているが、地方では遠方の研修にはなかなか出ることができないという問題があるので、道には支庁単位で研修をお願いしたい。
- ・裁判になった場合、付き添いの対応ができるか、警察の事情聴取に付き添うのか等、特に付き添い支援については、専門的な知識や技術を蓄積したいと考えている。

■広報啓発

これまでの広報実績は以下のとおりである。

- ・条例制定時に新聞等報道機関で取り上げられた。
- ・町内会等を通じて制度が浸透することが重要と考えている。
- ・従って町内で実施されている地域安全推進協議会、保健福祉事務所等において、町から制度の説明を実施、普及を図っている。
- ・ホームページへの掲載を実施している。（下図）

犯罪被害者等支援

広尾町犯罪被害者等支援条例の施行について

広尾町では、自らに責任が無いにもかかわらず、犯罪に巻き込まれ不慮の死を遂げた町民の遺族や被害を受けた町民を支援するため、平成21年4月1日から「広尾町犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

支援内容

- 住居の提供
- 日常生活の支援（ホームヘルパーの派遣等）
- 経済的支援（資金の貸付）
- 犯罪被害者等見舞金の支給

見舞金の支給額

- 遺族見舞金 30万円
- 被害見舞金 10万円（全治1か月以上の被害を受けた方）

お問い合わせ
保健福祉課 福祉係(TEL:01558-2-0172)

犯罪被害者等支援の広報（広尾町ホームページ）